



## 保険制度の概要

### お支払いする 保険金

- 貴法人の役員としての業務につき行った行為に起因して、保険期間中に損害賠償請求を受けた場合、以下の損害に対して保険金をお支払いします。
  - ・ 法律上の損害賠償金
  - ・ 争訟費用
  - ・ 訴訟対応費用
  - ・ 初期対応費用
  - ・ 代位における 求償権保全等のための引受保険会社への協力費用

### オプション的 特約

- 特約条項の付帯により、補償内容が拡大いたします。
  - ・ 会社訴訟一部担保特約条項
  - ・ 会社費用担保特約条項(社団法人のみ)
  - ・ 被保険者間訴訟一部担保特約条項
  - ・ 雇用関連賠償責任追加担保特約条項
  - ・ 身体障害・財物損壊一部担保特約条項

|                       |  |
|-----------------------|--|
| 契約者                   | 全国公益法人協会<br>※この保険契約は、全国公益法人協会を保険契約者とし、その会員法人等の役員を被保険者とする役員賠償責任保険の団体契約です。保険証券を請求する権利、保険契約を解約する権利等は保険契約者が有します。   |
| 加入者・<br>被保険者          | ご加入者(記名法人)：会員法人(社団法人・財団法人ではない、株式会社等は除く)<br>被 保 険 者：記名法人(および記名子法人(注)がある場合は、その子法人)の<br>全ての役員(※)の皆様<br>(注)保険期間中に新たに記名法人の子法人となった者のうち、所定の要件を満たすものについてはその保険期間中に限り「記名子法人」とみなします。詳細は、取扱代理店までお問い合わせください。<br>※ この保険における「役員」とは、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律に規定する理事・監事、評議員(評議員は財団法人のみ)及び管理職従業員(会計監査人は含まれません)をいい、初年度契約の保険期間の初日(記名子法人の役員については、初年度契約の保険期間の初日または記名法人の子法人となった日のいずれか遅い日)以降に退任した役員及びこの保険期間中に新たに選任された役員も含まれます。 |
| 支払限度額<br>(1請求かつ保険期間中) | 5千万円・1億円・3億円の3パターンからご選択いただきます  |
| 免責金額                  | 「免責金額なし」、「1請求における役員1人あたり50万円、1請求あたり上限250万円」の2パターンからご選択いただきます   |

## 年間保険料

保険料は最近の決算年度における総資産額のランク別に社団法人・財団法人ごとに定額保険料を設定しております。詳しくは、資料請求の後、送付させていただく詳細資料をご覧ください。最近の決算年度の総資産額200億円以上、「子法人を本保険の対象とされる場合」、「オプション的特約の付帯を希望される場合」、「免責金額の設定を希望される場合」は、個別に年間保険料をお見積もりさせていただきますので、お申し出ください。

### 詳細資料の請求及び加入の申し込みについて

- ①まず、別紙『資料請求兼アンケート用紙』に記入いただき、弊会にFAXの送信をお願いします。
- ②詳細な資料と加入申込用の一式書類を郵送させていただきますので、内容についてご熟読ください。
- ③加入依頼書等に必要事項を記入・押印いただき、「貴法人の業務内容および財務内容」など必要書類を添えて取扱代理店あてに郵送をお願いします。

このチラシは、役員賠償責任保険(D&O保険)の概要を紹介したものです。このチラシは、役員賠償責任保険(D&O保険)に関するすべての事項を記載しているものではありません。保険の内容はご請求いただく詳細資料・加入依頼書に記載の内容をご確認ください。保険の詳細については弊協会が保有する保険約款によります。なお、保険金のお支払い条件・ご加入手続き、その他ご不明点がありましたら、資料請求後にご遠慮なく取扱代理店または引受保険会社までお問い合わせ下さい。